

(その1)

収支報告書

会計	繰越	検算	転記	9	9
9	9	9	9	9	9

平成25年分
開催分

(ふりがな) にっぽんいしんのかいさんざいんひれいくだいるくじゅうさんしぶ

1 政治団体の名称 日本維新の会参議院比例区第63支部

2 主たる事務所の所在地 東京都中野区本町2-49-12
(アパート・マンション名) フレール中野坂上901

3 代表者の氏名 (姓) (名)
藤巻 健史

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
山田 朋広

事務担当者の氏名

(姓) (名)
山田 朋広

(電話) 03-6550-0917

(電話)

(電話)

政治団体の区分

- ☐ 政党 ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☒ 政党の支部 規定による政治団体
☐ 政治資金団体 ☐ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☒ 2以上の都道府県の区域等 ☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無
公職の種類
(現職・候補者の別)
資金管理団体の届 (姓) (名)
出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者 (姓) (名)
の氏名 藤巻 健史
公職の種類 参議院議員
(現職・候補者の別) (現職)
公職の候補者 (姓) (名)
の氏名 (2人目)
公職の種類
(現職・候補者の別)
公職の候補者 (姓) (名)
の氏名 (3人目)
公職の種類
(現職・候補者の別)

2576

資金管理団体の指定の期間

から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

平成25年6月11日 から
平成25年12月31日 まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)



005540

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	9,420,070
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	9,420,070
支 出 総 額	1,576,315
翌年への繰越額	7,843,755

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	850,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	20,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	870,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	870,000	

(その4)

(4) 借 入 金			
行番号	借 入 先	金 額	備 考
1	藤巻健史	550,070	
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	合 計	550,070	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
1	日本維新の会本部	2,000,000	H25/6/25	大阪市中央区島之内1-17-16	
2	日本維新の会本部	3,000,000	H25/10/25	大阪市中央区島之内1-17-16	
3	日本維新の会本部	3,000,000	H25/12/25	大阪市中央区島之内1-17-16	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
合 計		8,000,000			

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金 額	年 月 日	住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考
1	阿部義和	500,000	H25/8/19	東京都港区六本木4-2-1	会社役員	
2	藤巻健史	350,000	H25/6/30	東京都目黒区平町1-13-18	参議院議員	事務所の無償提供
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 寄 附						
合 計		850,000				

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金 額	年 月 日	住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考
1	日本公認会計士政治連盟	20,000	H25/7/1	東京都千代田区九段南4-4-1	黒田克司	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 寄 附						
合 計		20,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	500,000		
(2) 光 熱 水 費			
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	507,068		
(4) 事 務 所 費	49,807		
小 計	1,056,875	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	169,440		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	350,000		
小 計	519,440	0	
合 計	1,576,315		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	ガソリン代	12,724	H25/7/25	(株) ENEOS ネット	東京都世田谷区若林2-17-6	
2	ガソリン代	11,919	H25/8/9	ENEOSフロンティア東京第1	東京都目黒区中町1-7-8	
3	ガソリン代	18,608	H25/8/16	(株) 佐藤商会	東京都目黒区緑が丘2-16-22	
4	事務所備品	51,500	H25/8/19	(株) ビックカメラ	東京都渋谷区渋谷1-24-12	
5	事務所備品	55,601	H25/9/2	オフィスメーカー (株)	東京都港区芝4-11-5K Tビル9F	
6	ガソリン代	13,806	H25/9/3	(株) 佐藤商会	東京都目黒区緑が丘2-16-22	
7	消耗品費	19,450	H25/9/4	大槻デザイン (株)	東京都江東区牡丹3-28-1	
8	事務所備品	39,800	H25/10/15	(株) ビックカメラ	東京都豊島区高田3-23-23	
9	事務所備品	29,779	H25/10/15	(株) ムラウチドットコム	東京都八王子市北野町598-2	
10	ガソリン代	11,764	H25/10/26	出光リテール販売 (株) 東京カンパニー	東京都目黒区南3-12-1	
11	消耗品費	15,750	H25/10/28	(株) 龍村美術織物	東京都中央区京橋2-8-1八重洲中央ビル5階	
12	ガソリン代	12,901	H25/11/11	ENEOSフロンティア東京第1	東京都目黒区平町1-20-2	
13	ガソリン代	11,519	H25/11/25	ENEOSフロンティア東京第1	東京都目黒区平町1-20-2	
14	ガソリン代	12,096	H25/12/10	ENEOSフロンティア東京第1	東京都目黒区中町1-7-8	
15	NHK受信料	24,090	H25/12/26	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
16	ガソリン代	11,827	H25/12/24	ENEOSフロンティア東京第1	東京都目黒区中町1-7-8	
17	消耗品費	24,000	H25/12/24	大槻デザイン (株)	東京都江東区牡丹3-28-1	
18	ガソリン代ほか	20,022	H25/12/31	(株) 佐藤商会	東京都目黒区緑が丘2-16-22	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
19						
20						
	そ の 他 の 支 出	109,912				
	合 計	507,068				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		49,807				
合 計		49,807				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	組織対策費	
					支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	旅費交通費	20,000	H25/10/1	日華議員懇談会	東京都千代田区永田町2-1-2-204	
2	旅費交通費	82,460	H25/11/12	(株) JTBコーポレートセールス	東京都千代田区永田町2-1-1	
3	会場費	52,500	H25/8/26	(株) 天現寺リアルエステート	東京都港区南麻布4-2-34	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		14,480				
合 計		169,440				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		9. その他の経費	
					金銭以外のものによる寄付相当分	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	金銭以外のものによる寄付相当分	350,000	H25/6/30	藤巻健史	東京都目黒区平町1-13-18	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出						
合 計		350,000				

(その17)

資○産 等 の 状○況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 債 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成26年 5月 27日

政治団体の名称 日本維新の会参議院比例区第63支部

会計責任者の氏名 山田 朋広



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

政治資金監査報告書

平成 26 年 5 月 20 日

日本維新の会参議院比例区第 6 3 支部

代表 藤巻 健史 殿

登録政治資金監査人

登録番号 第 1432 号

研修修了年月日 平成 21 年 6 月 12 日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、日本維新の会参議院比例区第 6 3 支部の平成 25 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、日本維新の会参議院比例区第 6 3 支部の主たる事務所に作業に必要な十分なスペースがないことから、円滑な政治資金監査の実施が困難と判断し、東京都千代田区永田町 2-1-1 参議院議員会館 917 号室において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

日本維新の会参議院比例区第 6 3 支部と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、日本維新の会参議院比例区第 6 3 支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上